

東京2020パラリンピック競技大会について

1 大会概要

- (1) 期 間 平成32年(2020年)8月25日(火)～9月6日(日)
- (2) 競技数 22競技
- (3) 会 場 オリンピック会場を使用することを原則として、オリンピック会場の決定を踏まえ、国際パラリンピック委員会(以下、「IPC」という。)、競技団体等の承認を得て決定していく
- (4) その他 パラリンピック競技大会の運営費用の50%を国と都で支援

2 全体スケジュール

年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
フェーズ	基礎フェーズ		計画立案フェーズ			実践準備フェーズ	大会運営フェーズ
事項	●(2月) 大会開催基本計画	6月 IPC理事会 11月 IPC総会・理事会	9月 リオデジャネイロ大会 11月 デブリーフィング	IPC総会 3月 平昌大会 デブリーフィング		IPC総会 テストイベント	東京大会開催

※「デブリーフィング」… 将来の開催都市に対して、開催に必要な知識と情報を与える場

3 パラリンピックに向けた取組姿勢

東京は、2回目のパラリンピック競技大会を開催する世界で初めての都市であり、パラリンピック競技大会を、オリンピック競技大会から連続したひとつの祭典として万全な準備をすることが基本的なコンセプトである。最高の舞台を用意することによって、選手・観客が本当に感動する競技大会を実現し、都市としての発展に寄与する。

(1) パラリンピックの競技会場、選手村、大会サービスやスタッフは、オリンピックと同様のものとするが原則とされている。パラリンピック特有の要件についても十分配慮し、選手に素晴らしい環境を提供する。

(2) 大会開催に向けて、バリアフリーに配慮した会場やインフラの整備を促進する。

(3) 大会が障害のある人々が新たにスポーツに取り組むきっかけとなるよう、障害者スポーツの振興を図る。

4 都が取り組む主な事項

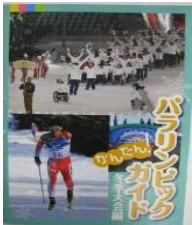
事 項	パラリンピックに向けた対応
開催気運の醸成	パラリンピック大会・競技等の認知度向上に取り組み、大会に向けた盛り上げを醸成
競技会場等の整備	アクセシビリティガイドラインに基づくハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進
選手村	
輸送	
レガシー	パラリンピック大会を通じた障害者スポーツの普及啓発、場の開拓・整備、競技力の向上

開催気運の醸成

開催気運の醸成については、様々なメディアを活用した、パラリンピック大会の普及啓発を行うとともに、パラリンピック競技の体験やパラリンピアンとの交流など競技や選手の魅力を伝える取組を推進し、2020年に向けた、パラリンピックの認知度向上と気運の盛り上げを図る。

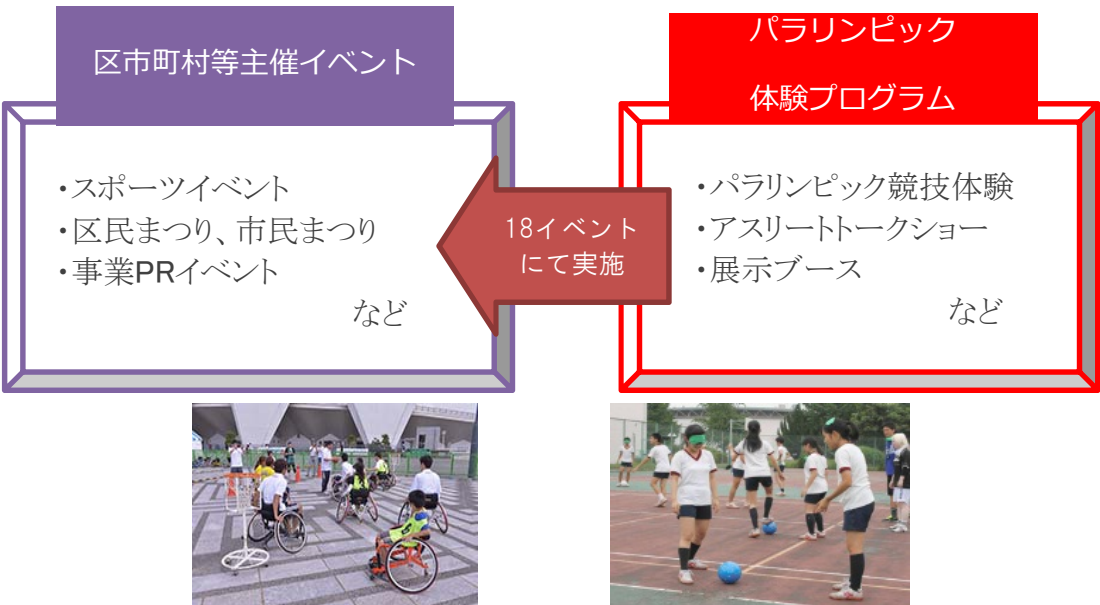
(1) 各種メディア等を活用した広報展開

- テレビ放映や障害者スポーツ大会の開催支援を通じて、パラリンピック競技、障害者スポーツを「観る」「応援する」機会を拡大
- パラリンピックの競技、魅力を紹介するガイドブック・リーフレットの作成、配布
- 障害者スポーツの魅力を伝えるDVDの作成、配布



(2) パラリンピック体験プログラム 「NO LIMITS CHALLENGE」

- 区市町村や各局が主催する都民向けイベントに、パラリンピックの魅力を体験できるプログラムを提供し、開催気運の盛り上げにつなげる。



競技会場等のバリアフリー化

東京2020パラリンピック競技大会におけるバリアフリー化推進の考え方

- 競技会場等やそのアクセス経路における技術仕様等ハード面、情報発信・観客誘導等ソフト面、両面でバリアフリー化を推進
- 会場整備等の指針となるガイドラインをIPC、組織委員会、国等と協力して策定

(1) アクセシビリティガイドラインの策定・承認

- 組織委員会が、国・都・関係機関の参画を得て、アクセシビリティ協議会を平成26年11月に設置し、ガイドライン策定に向けた検討を実施
- エレベーターや出入り口のドア幅など構造物の設計等に必要な、暫定基準（ハード編）を本年4月に先行的に取りまとめ
- ソフト編も加え、全編策定後、IPCの最終承認を得る

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
協議会設立	暫定基準とりまとめ（ハード編）	IPC仮承認	都立施設をはじめとした大会施設の設計に適用		
		基準取りまとめ（全編）	IPC承認	公共交通事業者や関係自治体へ周知	

(2) アクセシビリティ協議会の検討体制

- 主催者：東京都、内閣官房、組織委員会
 - 構成員：東京都関係各局（都市整備局、福祉保健局）、関係省庁（警察庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等）、関係地方公共団体、関係団体（障害者スポーツ団体、障害者団体等）
- ※ ガイドライン案の策定に当たり、障害者団体、関係機関、有識者等の意見を聴取